

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「クリーンセンター若しくは」を「適正処理施設部施設建設課，クリーンセンター若しくは」に、「又は」を「，適正処理施設部施設建設課若しくは」に、「若しくはボイラー取扱作業主任者」を「又はクリーンセンターに勤務するボイラー取扱作業主任者」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)